

仕様書

1. 件名 避難所用 LP ガス発電機の賃貸借【長期継続契約】
2. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)
3. 賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年 0 カ月)
4. 納入場所

	施設名	住所
1	酒田市立琢成小学校	酒田市栄町 10-8
2	南部コミュニティセンター	酒田市地見興屋字前割 9 番地の 1
3	酒田市立南平田小学校	酒田市飛鳥字腰巻 99
4	酒田市立第一中学校	酒田市住吉町 10-70
5	酒田市立第六中学校	酒田市下安町 13-1
6	北平田コミュニティセンター	酒田市漆曾根字千刈 13 番地
7	東陽コミュニティセンター	酒田市北俣字仁助新田 31 番地の 1
8	とびしま総合センター (旧飛鳥小中学校グラウンド)	酒田市飛鳥字中村甲 283 (酒田市飛鳥中村甲)

5 機器仕様

(1) LP ガス発電機について

- ア LP ガスボンベを使用して発電可能
- イ 定格出力が 1.5 kVA 程度
- ウ 連続 2 4 時間以上の運転が可能
- エ 並列運転が可能
- オ 重量 3 0 k g 以下
- カ 使用温度範囲 - 1 0 °C ~ 4 0 °C
- キ 騒音レベルが 9 1 dB/LWA 以下

(2) LP ガスボンベについて

- ガス量 8 k g のもの

6 参考品

HONDA EU15iGP

上記以外の機種で、仕様を満たす同等品で応札する場合は、次の手続きによること。

・別紙「同等品協議書」及び仕様や性能等の対比が可能な書類（比較書・パンフレット等）を添付の上、危機管理課に提出すること。

・同等品と認定した場合、「同等品協議書」の確認欄に危機管理課長印を押印し、不認定であれば「否」と記入してFAXする。同等品と認定された場合は、その写しを「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」に添付して契約検査課に提出すること。

7 数量

各納入場所に、

発電機及び付属品を3個ずつ、合計24個

ガスボンベ（8kg）を6本ずつ、合計48個

※ガスボンベはLPガスが充填された状態での納品とする。

ガスボンベの収納ボックスを1個ずつ、合計8個

収納ボックス用地先ブロック2本ずつ、合計16本

並列運転コードを1本ずつ、合計8本

8 支払方法

各年度ごと年2回払い（4月～9月分及び10月～3月分）とし、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 特記事項

- (1) 賃貸借には、年1回の点検及び法定検査等の諸費用を含むものとする。
- (2) 賃貸借には、使用したガスの補充や点検時の交換部品等の料金は含まないものとする。
- (3) 賃貸借には、発電機本体のほか、ガスコード、ガスコック、調整器、ガスボンベ、ガスボンベ収納ボックス等の付属品を含むものとする。
- (4) 設置箇所については、納入先施設の担当者と協議の上で決定し、設置予定箇所の図面を危機管理課に報告するものとする。
- (5) 具体的な納入日時・時間等については、納入先施設の担当者と協議の上で決定し、危機管理課に報告するものとする。
- (6) 設置後、設置箇所の図面と設置状況の写真を添付し、危機管理課に報告するものとする。
- (7) 賃貸借契約後の機器の買い取りは行わないものとする。

- (8) 本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。
- (9) 賃貸借期間満了後において、設置した機器及び付属品の撤去費用は本契約に含むものとする。
- (10) とびしま総合センターへ配備するための機器の運搬費用、従業員の交通費(船賃)などの諸経費は貸主が負担するものとする。